1. 件 名:九州電力株式会社玄海原子力発電所及び川内原子力発電所の 原子力事業者防災業務計画の修正について

2. 日 時: 令和5年6月8日 10:00~11:00

3. 場 所:原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者 (テレビ会議システムによる出席)

原子力規制庁

緊急事案対策室

川崎企画調整官、反町専門職、澤村防災専門官、宮田専門職監視情報課

渡邊課長補佐、竹田地方調整専門官 玄海原子力規制事務所 渡邊防災専門官

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ 課長 他8名

5. 要旨

九州電力株式会社(以下、九州電力)から、同社玄海、川内各原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正について、資料1~資料4に基づき、以下の修正内容に関する説明があった。

具体的には、前回令和5年5月19日の面談にて指摘した事項に関し、再 検討結果び補足部分についての説明であった。

- ・その他の原子力防災資機材点検頻度等見直しについて ホイールローダの点検頻度が、玄海と川内で相違していたことか ら、点検頻度に係る考え方を整理し、再説明するよう指摘していた ことに対し、九州電力から点検頻度に係る考え方を整理し、再検討 の結果、点検頻度の統一方針を定め、その方針に基づき点検頻度を 見直して玄海と川内で統一を図った旨、説明を受けた。
- ・地震情報反映に伴う通報連絡様式の修正について

令和5年5月12日の日本原子力発電株式会社 東海第二、東海、敦賀各発電所の原子力事業者防災業務計画の修正の検討についての面談にて原子力規制庁から、警戒事態に係る報告様式について観測したgal数(地震動の加速度)及びスクラム設定値についても記載に含めるよう伝えたことに対し、九州電力から先行他社の修正案を基に、通報連絡様式に同様の修正を加え、反映を行った旨、説明を受けた。

・川内原子力発電所 後方支援拠点候補地の見直しについて

九州電力から敷地面積が狭い3箇所(旧阿久根営業所用地、旧川内電力所保線所詰所用地、旧伊集院営業所用地)の後方支援拠点候補地からの取り下げたい旨の再説明があった。

原子力規制庁から分散配置の観点及び川内原子力発電所から20km 以上に位置する候補地が全てなくなり、残る候補地が全て約10km 前後の候補地だけとなることは非安全側の変更であり、敷地の広さ のみならず、アクセス性や発電所からの方位や距離、風向や地形、 立地等の多角的な検討及び相当慎重な分析により、変更に問題ない ことの裏付けが必要だが、再説明ではそれらの検討が尽くされてい ないことから、再度見直すよう伝えた。

九州電力から本日の面談内容を踏まえ、再度見直しの上、説明するとの回答あった。

6. その他

配布資料:

- 資料 1 2023 年度 原子力事業者防災業務計画修正に係るコメント回答について(九州電力株式会社)
- 資料 2 (案) 2023 年度 玄海原子力発電所 原子力事業者防災業務 計画の修正について(九州電力株式会社)
- 資料3 (案)2023年度 川内原子力発電所 原子力事業者防災業務 計画の修正について(九州電力株式会社)
- 資料 4 2023 年度 原子力事業者防災業務計画の修正スケジュール (案)(九州電力株式会社)